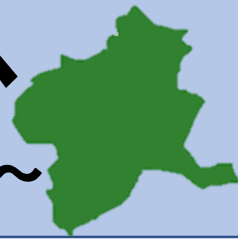


キッチンカーで営業を行う皆様へ

～ 自動車営業の営業可能区域が広がります ～



令和5年3月1日以降に食品の自動車営業許可を取得した方は、**群馬県内全域**で営業ができるようになります。

変更前

前橋市及び高崎市を含む群馬県内全域で営業を行うためには、**3自治体**で営業許可取得が必要。



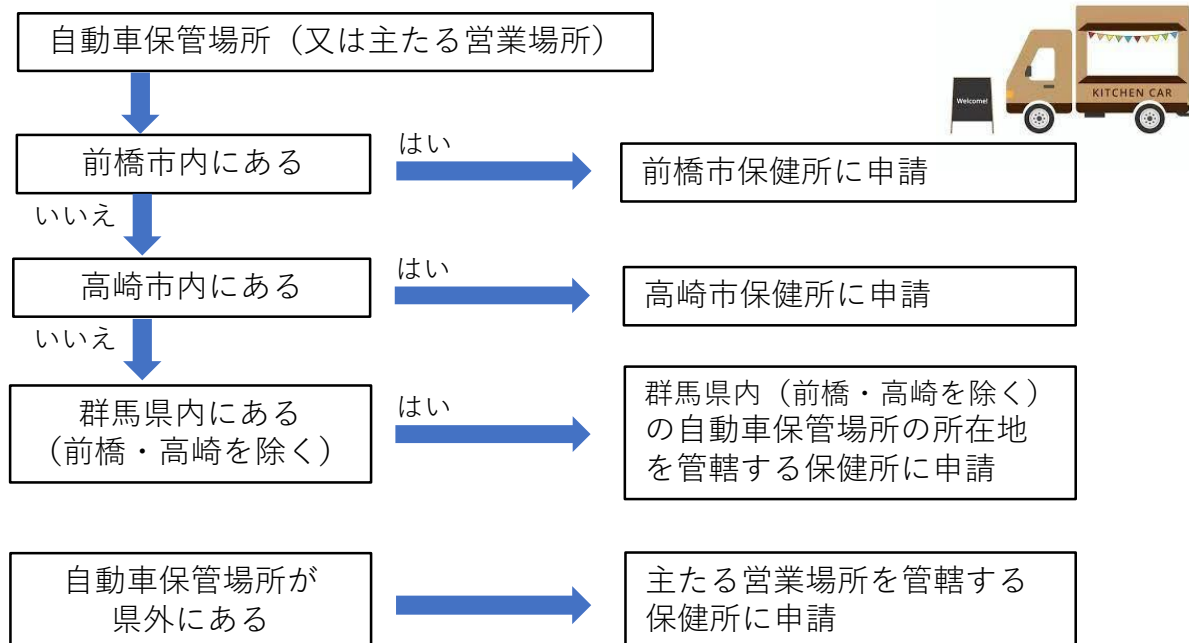
変更後

群馬県、前橋市、高崎市の**いずれか1自治体**で営業許可を取得すれば県内全域で営業可能。

※令和5年3月1日より前に取得した許可は、営業許可書に記載された有効期間まで許可取得した自治体でのみ有効です。

営業許可申請について

営業許可の申請は、以下のフロー図に従って、管轄の保健所で行ってください。
なお、今後の変更手続等は、許可を取得した保健所で行ってください。



営業許可申請に関するご相談は、管轄の保健所までお願いします。

保健所一覧はこちらから→

群馬県 前橋市 高崎市

